

様式第 4 号（第 11 項関係）

審議会等の名称	平成 29 年度第 3 回青少年問題協議会 (総務部会)
開催日時	平成 30 年 3 月 1 日 (月)
開催場所	勤労福祉センター 大ホール
出席委員の氏名又は人数	内橋和彦委員(部会長)、藤原小織委員 小林二城委員、大久恵司委員、藤井琢己委員、 柳川浩一幹事、飛田良平幹事
欠席委員の氏名又は人数	内藤兵衛委員
出席職員の職・氏名又は人数	教育部長 森脇達也
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴人の数	0 人
議題又は協議事項	協議 1 警察対応(被害届提出等)をすべき事案 は何か 協議 2 学校内で指導を行う事案で、指導の基 準を明確にすべき内容は何か 協議 3 指導の基準をどの時期にどのような方 法で児童生徒・保護者に周知すべきか 協議 4 市教育委員会による出席停止措置につ いて周知すべきか 協議 5 子どもたちの規範意識の醸成のために 地域・家庭においてできることは何か
会議の記録 (概要)	
発言者	発言内容等
部会長	総務部会 子どもたちの規範意識を育むために、について協議を お願いします。おさらいをさせていただきます。中学校 の青少年健全育成会議において保護者から、子どもたち がルールを破った時に、何らかのペナルティが必要では ないか。といった意見が出ました。これが無ければ何度 でも同じことを繰り返してしまうので、何らかのペナル

ティが必要なのではないかということです。社会全体を見ても、違反をすれば罰則があるように、学校においても明確なペナルティを設けた方がよいのではないかと、というのが提案理由です。協議事項が1から5までありますが、これにとらわれず、子どもたちの規範意識に対して、どのような考えを持っておられるか、ご意見を願います。まず、学校での子どもたちの規範意識についてどのようになっているか、現状を把握したいと思いますので、幹事から現状の報告をお願いします。

幹事

学年が進むごとに規範意識は高まり、落ち着いて生活ができているように思います。発達段階において、子どもっぽい生徒が入学してきても、様々なことを経験していく中で自立し、正しいこと悪いことの判断ができるようになってきます。こうして、正しいことをする子が増え、悪さをする子が少数派になってきます。1年生の頃は子どもっぽいところがあるので、正しいこと悪いことの判断がつきにくく、授業中でも立歩く子がいます。2年3年となってくると、それが悪いことだと判断がつくようになり、よい感じの子に育っていきます。しかし、中には上級生になっても締まりのない子がいます。そのような子に対する指導方法は、保護者も含め粘り強く指導していかなければならないです。保護者は比較的協力的で、相談を持ち掛けても協力的なのですが、小学校の話を書き聞きますと、自分の子どもの可愛さが出てしまい、悪いことをしていても、「自分の子どもは悪くない、学校は何をしているのか。」と責任を他に押し付けるようなこともあるようです。また、中学校はそのような保護者は少なくなりますが、中にはそうでない方もいます。このような状況です。

部会長

年齢に応じて規範意識が高まるということですね。では高校でのご意見を願います。

委員

県内の高校では10年、20年前のような荒れた状態の高校はほとんどありません。たまに、喫煙、無免許、暴力行為などの事案があります。指導に対して不服従の生徒はいますが、先生の指導の範疇ですが、本校ではほとんどありません。小競り合いから発展した軽い喧嘩など

	<p>がありますが、このような場合、一週間程度の家庭謹慎となります。件数は市内の他の高等学校では少し増えますが、それほどひどいものではないと思います。また別の高校でも件数は増えますが、かつてのようなことはなく、話せば収まるような形になっていると思います。数は増えているようですが、教師の指導の範疇に収まっていると思います。普段、ペナルティに関して指導しているものは、法的なものではなく、学校がルールを決めて以前は家で謹慎させていましたが、今は学校の別室で勉強もしながら、反省もさせていることがほとんどです。学校で手に負えないような場合、学校教育法に基づく懲戒処分として停学、退学といったこととなります。この場合、調査書や履歴書に記載されますので、実際に執行する場合、県教育委員会と相談して決めます。これは、県内でも数件あるかないか、おそくないかもしれませんが、このような状況です。</p>
部会長	<p>高等学校の状況はよくわかりました。中学校でこのようなことはありますか。</p>
幹事	<p>このようなことはありません。</p>
委員	<p>高校は停学等、学校が休ませることはありますが、義務教育ではそれができない。他の生徒への影響を考慮して隔離する出席停止がありますが、懲戒処分はほぼありません。</p>
部会長	<p>もう一件お聞きしたいことがあるのですが、保護者への日頃からの周知についてはどのようにされていますか。</p>
幹事	<p>それはありません。事案が発生した際、保護者を呼び出して理由を説明します。例えば服装に関するルールが守れない子がいると、周りの生徒に影響があるので、教室には行かさず、別室で指導することになります。この時、親を呼び出し理由を説明し、家庭での指導のお願いをします。このように、個別での指導となります。</p>
委員	<p>学校によっては簡単に済ませるところがありますが、</p>

部会長	<p>本校においては丁寧に話をしています。</p> <p>先ほどの話ですが、考えてみると、子どもたち、また、保護者に対して、ペナルティの周知を前もってしている方がスムーズだと思います。先ほどもありましたが、先生によって対応がまちまちになるといけないので、明確なペナルティを決めておいた方がよいと思います。</p>
委員	<p>ペナルティの有無についてはどうですか。また、あるとするとどのようなペナルティがあるのですか。現状を教えてください。</p>
幹事	<p>今回の逮捕事案に関係するようなことで言いますと、対教師暴力が顕著な場合は警察対応となり、また、教室に刃物を持ち込むなどの危険行為は当然警察対応になります。しかし、「こうしたらこうなる。」といった、細かなルール作りができていたわけではありません。また、義務教育において、出席停止は基本的にはありませんので、ルールを守れない子は別の部屋で指導を行い、服装であれば着替えて出直しさせることがあります。しかし、明確なルールはありません。</p>
委員	<p>ペナルティというのは、指導以外で言うと、例えば、万引きをすれば警察に行く、ということではなく、全て指導と考えればいいのですね。髪の毛が他の子と明らかに違っている場合は別室、あるいは保護者を呼んで指導されているということですね。</p>
幹事	<p>現状はそうです</p>
委員	<p>具体的なペナルティはないということですね。そのペナルティを考えることは、髪の毛を染めている子の毛を黒く戻すことは、ひとつのペナルティとなるのでしょうか。これがペナルティに該当するならば、難しい問題だと私は思います。どこまでがペナルティになるのかが私にはわかりません。</p>
委員	<p>私は、バケツに水を入れて立たされていた世代なのですが、今、それをやると逆に先生が責められるので、窓</p>

<p>部会長</p>	<p>ふきなどのボランティア的なことでペナルティを与えることでしか対応ができないのではないのでしょうか。しかし、他の生徒より多く掃除をさせたと、問題になるかもしれませんが。何か、他がよくなるといことで考えるほかないのではないのでしょうか。</p> <p>立たせる行為は体罰になります。そうすると、個別指導や清掃活動といったことになるのかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>そうなってくるとペナルティというのは難しです。指導とは時間と手間がかかりますが、ひたすらそれをやるしか仕方がないのですが、先ほど話がありました清掃活動がペナルティに値するか判断は難しいです。仮にそうであっても、掃除をすれば終わり、というようになってしまうのではないのでしょうか。私自身が話を聞いて感じたのは、ペナルティは保護者からの反発をかうことにつながると考えると、ひたすら指導するしか仕方がないのかと思います。</p>
<p>幹事</p>	<p>例えば、自転車通学の生徒がヘルメットを被っていないければ、一回目は注意、何回注意をしても聞かないようであれば自転車通学を許可しない等、これもペナルティなのではないのでしょうか。高校なら携帯電話のこともあります。</p>
<p>委員</p>	<p>そうです。一回目は学校で預かり、二回目は保護者呼出し、三回目は一週間の預かりというようにしていますが、預かっている間の料金はどうするのかという問題もありますので難しいです。基本的には預かれば保護者を呼び出して返すことにしています。</p>
<p>委員</p>	<p>それは指導になりますよね。</p>
<p>委員 委員</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>先ほど話がありましたが、ヘルメットを被らなかつたから自転車通学停止になった。その場合、学校との往復はどうなるのか。</p>
<p>幹事</p>	<p>徒歩通学になります。</p>

委員	歩いて行くには相当時間がかかるので、電車で行くなどのことになった場合、お金はどうするのかということになります。
幹事	そこは難しいところではありますが、そうならないようにヘルメットを被るようルールを守らせませす。
委員	それは指導になるのではないのでしょうか。
幹事	そこは難しいところです。
委員	子どもたちに対する周知ですが、私のときは高校に入学した時のオリエンテーションで心得等を聞いて高校は厳しいところだと感じました。高校ではそのようにしてルールを教わるのですが、中学校ではオリエンテーションは行われていますか。
幹事	やっています。
部会長	入学時に注意事項であるとか、規範意識のことについての説明をしておられるのですね。
幹事	入学時にもやりますが、日常的にも下校時間を守る、交通ルールを守る、服装についてなどの指導を行っています。
部会長	学校以外で外から見た子どもたちについてお伺いしたいと思います。
委員	周知のことについてですが、出席停止の処分になることがある、ということを入学時に伝えているのでしょうか。
幹事	中学校においては伝えていません。
委員	自宅で待機させることはせず、学校で別室指導をするというようなことも伝えていないのですか。
	それも伝えていないです。例えば、入学式の後、保護

委員	<p>者が残る場もあるのですが、入学のおめでたい席で、そのような話はできません。</p>
委員	<p>お祝いの席ではふさわしくない話ですか。</p>
委員	<p>お祝いの席でなくても、PTAの総会などでもこのような話をすることはできません。</p>
委員	<p>それやはり、しない方がいいということでしょうか。</p>
委員	<p>基本的な生活のルール説明をすることはありますが、これをすればこんなことになる、というような話はしません。</p>
委員	<p>生徒手帳はありますか。</p>
委員	<p>あります。</p>
幹事	<p>そこに中学生らしい服装などのことは書いてありますか。</p>
委員	<p>基本的な生活のルールは書いてあります。しかし、細かいことの記載はありません。警察対応などは個別の話になりますので。しかも、いきなり警察対応ということは考えられません。授業中に立歩きすることが多くなったりとか、態度が悪くなったりなど、段階があるので、保護者を呼んで指導を行います。その時に、このようなことをしているとこんなことになりますよ、という話をしています。</p>
幹事	<p>義務教育の段階でのペナルティは難しいと感じます。高校は停学処分ができますが、学校に来させながら指導していくしかないのです。高校の先生から話がありましたが、問題行動を起こす生徒が少なくなっているということは、西脇市は落ち着いている、ということだと思います。そのような子が少ないということは、家庭も落ち着いていて、社会全体がいい方向に向かっているのではないかと思います。</p>
委員	<p>義務教育の段階でのペナルティは難しいと感じます。高校は停学処分ができますが、学校に来させながら指導していくしかないのです。高校の先生から話がありましたが、問題行動を起こす生徒が少なくなっているということは、西脇市は落ち着いている、ということだと思います。そのような子が少ないということは、家庭も落ち着いていて、社会全体がいい方向に向かっているのではないかと思います。</p>

委員	<p>子どもたちがルールを破った時にも、そのことに対するペナルティ的なものが存在しないように思うが、そのことで子どもたちは「守らなくてもいいんだ。」といった考え方に陥っているのではないかとあります。これを何度も読み返したのですが、何もわからなかったです。この文章は誰が書いたのかと考えると、自分の子どもが学校に対し甘えがあり、先生にいたずらをした時「叱ってほしい。」「何か罰を与えてほしい。」と思われている方が書いたのではないかと思います。ところが親は千差万別で、これのどこが悪いのか。何がいけか、と思う方も大勢いると思います。うちの子どもの甘やかさないでほしい。もっと厳しく指導してほしい、といった方の意見なのかなと思いました。</p>
委員	<p>集団を落ち着かせるにはペナルティ、昔で言う体罰的なことを行のが、集団の規律を守らせるには手っ取り早いです。かつての高校がそうであったかのように。高校がペナルティを否定するようになったのは20数年ほど前に、校門に生徒が挟まれた事故がありましたが、その時、高校のやり方について報道がされ、教育委員会もそれに同調して、それでペナルティ的なことを一切やめてしまいました。そうすると、学校が荒れてしまい、お手上げ状態になった学校もありました。これではよくない、ということになり、高校ではペナルティ的なことをする、また、ルールを決め周知をする、というやり方で落ち着いています。しかし、これを小中学校にあてはめると、やりやすくなりますが、学校の教育としてよいのかどうか。先生の立場も苦しいと思います。高校では懲戒処分等法的なバックアップもありますが、小中学生は法的なバックアップがありませんのでやりにくいと思います。基本的には指導し、親には機会を持たせるといったことになると思います。</p>
委員	<p>優しい言葉でしか指導の方法がない。声を荒げると暴言を吐いたといわれる。優しい言葉でしか指導できない状態に陥ってしまっているのではないのでしょうか。</p>
部会長	<p>そうなるとペナルティ的なことが必要か必要でないかということになると、どのように感じられますか。ご意</p>

<p>委員</p>	<p>見はありませんか。</p> <p>資料に注意、叱責、居残りとありますが、先生に指導や叱責されると、たとえ理不尽に思えても、先生の言うことは聞いていました。家に帰って先生に叱られた、と親に言うと、逆に親にも怒られる時代でした。昔に比べると、今の時代は軟弱な感じがします。叱責の効き目がないのではないかと思います。中には、まじめに心を入れ替える子もいるとは思いますが。どうしても言うことを聞かないようであればペナルティは必要かと思えます。しかし、義務教育では難しいのかと思ったりもします。</p>
<p>委員</p>	<p>逆に、学校でペナルティを与えられない部分で、親が子どもにペナルティを与えることも必要かと思えます。学校でペナルティを与えることについてはやりにくいのではないのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>先生に注意されたことについて、親からも注意を受けるようなら、このような問題はないのかと思えます。</p>
<p>部会長</p>	<p>ペナルティを与えるのではなく、しっかりと家庭でのしつけが重要と言うことですね。</p>
<p>幹事</p>	<p>本来は家庭でしつけなどの指導するようお願いはしますが、逆の考えの親もいるので実際は効果がない、家庭が機能していないところもあります。問題については学校が介入しなければならないと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>この問題ではないのですが、幹事からの報告で簡単に離婚し、それについて楽観的な人が多いとありました。これが今の問題につながっていくのではないかと思います。</p>
<p>幹事</p>	<p>ご意見を伺っておりましたが、そもそも、学校だけのルールではなく、社会全体として考えると、社会のルールも守らなければならぬのですが、学校の外でルールを破った時も、学校が指導するのかという話になります。当然、保護者が指導するのが一番なのです。保護者の指導で足りない部分を学校が指導するのが一番だと思いま</p>

す。私は教育の専門家ではないのでよくわかりませんが、話にも出ていましたが、昔は学校で叱られた話を家ですると逆に叱られていました。悪いことをした子の対応をしていると、先生を尊敬しない子が増えています。原因を考えると、やはり保護者です。先生は一生懸命頑張っておられますが、子どもの前で先生の悪口を言う保護者がいると、子どもは同じようになり、先生の言うことを聞かなくなる。それが増えて先生の言うことを聞かない子が増えてくる。また、体罰は絶対にいけないのですが、指導は必要です。体罰と指導をどうするかということですが、以前の例で先生が4人いて、女子中学生1名を対教師暴力で逮捕したことがあります。その時の裁判官が女子生徒1人に、先生が4人もいて何をしていたのですか言われました。私も同じことを思いました。なぜ、このようはことになったかということ、手を出せば体罰と言われるので、手を後ろで組んで止めなさいと言いつけました。子どもは賢いので、先生がその状態なので絶対にやられないと思い、生徒がやりた放題にしてみました。先生によって指導の仕方が違うのはいいませんが、そのあたりを統一していただくとよいのではないのでしょうか。警察官は警察学校で一年間教育を受けますが、若い学校の先生はいきなり現場に出てわからないのでしょうか。ベテランの先生ともなると違うのでしょうか。モンスターペアレントのような親もいるので、精神的に参ってしまうのでしょうか。一番いいのは悪い保護者もいますが、ほとんどが普通の保護者ですので、その方らを味方につけるのがよいと思います。ペナルティがよいか悪かは置いておいて、指導は絶対に必要かと思います。悪いことをした子は別室で勉強をさせたり、反省文をひたすら書かせる。これは指導の範疇であると思います。

副会長

私の体験から言いますと、親は学校に呼び出されることは嫌、子どもの話を聞くのはなお嫌、これが常習ともなるともっと嫌なので、私は親のところに行き、「今日はこんな良いことがありましたよ。」と親の前で子どもを褒めました。これを繰り返すと聞く耳を持つようになります。子どもが悪いのは、親が荒れているからで、その家庭に入っていく、その親を理解してやると、子どもは変わってきます。子どもだけを見て親を見ないとうま

<p>委員</p> <p>幹事</p> <p>幹事</p> <p>部会長</p>	<p>くいきません。子どものことは学校が指導するだけではなかなか前進しません。今の若い先生は、わからないなりに生徒指導を頑張っているので、いろいろなことを教えていかないといけないと思います。</p> <p>今の先生方はなかなか忙しいのでそうしたくても、なかなかできないのではないのでしょうか。</p> <p>学力もある優秀な先生が入ってきています。ところが実際に欲しい先生は、子どもの話を聞ける先生が欲しいです。場慣れしていない先生が多いので、その指導が必要です。</p> <p>生徒がかかってきて、やり返すことは絶対にいけません。それを止めることはかまいません。その辺の線引きが、経験のない先生はわからないのではないのでしょうか。</p> <p>時間が来ましたのでまとめに移ります。生徒を見るだけでなく親もみななければならない。なぜ、学校にルールがあって、それを守らなければならないのか、言うことを理解させる、ということですね。いろいろと貴重なご意見ありがとうございました。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>西脇市青少年センター</p>